

総務省国立研究開発法人審議会 情報通信研究機構部会（第3回）

1 日時 平成27年6月23日（火）13:00～14:00

2 場所 総務省第1会議室（10階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

酒井 善則(部会長)、三谷 政昭(部会長代理)（以上2名）

（2）専門委員（敬称略）

小野 武美、村瀬 淳、若林 和子（以上3名）

（3）国立研究開発法人情報通信研究機構

伊丹理事、高崎理事、仲矢監事、土井監事、門脇執行役、原田財務部長

（4）総務省

野崎技術政策課長、田沼技術政策課企画官、井上技術政策課企画官、北村技術政策課課長補佐、馬宮情報流通振興課課長補佐

4 議 題

（1）平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の事業報告書について

（2）平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の財務諸表について

（3）平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構監事監査報告書について

（4）その他

## 開 会

【酒井部会長】 それでは時間ですので、ただいまから第3回総務省国立研究開発法人審議会情報通信研究機構部会を開催いたします。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

初めに本日の会議の定足数ですが、委員3名中2名が出席ということで、定足数を満たしていることをご報告いたします。初めに事務局から、配付資料の確認、前回議事概要の(案)について説明をお願いいたします。

【田沼企画官】 それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の議事次第をごらんいただければと思います。その裏側に当たりますが、配布資料の一覧がついてございます。資料番号で申し上げますと、3-1から3-6までございますので、ご確認をいただければと思います。もし、過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本日の議事でございますが、情報通信研究機構から平成26年度の事業報告書、財務諸表、監査報告書についての報告をしていただきましてご質疑をいただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に前回の議事概要の確認でございますが、これはお手元の資料の3-1をごらんいただければと思います。これにつきましては、ご説明等は省略させていただきます。もし後ほどごらんいただきまして、何かコメント等ございましたら、私ども事務局にお申しつけいただければと思います。

以上です。

## 議 題

### (1) 平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の事業報告書について

【酒井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

最初に議題1の平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の事業報告書、これにつきまして伊丹理事より説明をお願いいたします。

【伊丹理事】 情報通信研究機構理事の伊丹と申します。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、お手元の資料情部の3-2でご説明をさせていただきたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして、まず1ポツの国民の皆様へということでございます。第2パラのあたりから、NICTでは23年度から開始した第3期中期計画において、「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」という3分野を踏まえて、4つの技術分野、重点分野について取り組んでまいりました。具体的にはそこに書いてありますとおり「ネットワーク基盤技術」「ユニバーサルコミュニケーション基盤技術」「未来ICT基盤技術」、さらに「電磁波センシング基盤技術」の4つの重点領域でございます。

次のパラグラフですが、推進に当たりましては産官学連携、海外の研究機関との連携・協力を推進するとともに、その最後のほうですけれども、連携プロジェクトの取り組みにより実用技術の創出を加速して、成果の社会還元を促進することを基本に推進してまいりました。

次に26年度に実施した研究開発の主な成果は次のとおりでございますが、ここから以下は前回の5月29日の第2回のNICT部会におきまして、NICT側からご説明した技術の成果の中身でございますので、詳細のご説明は割愛いたします。

まず1ページ目の(1)がネットワーク基盤技術の研究成果の概要を文章化して、記述したものでございます。2ページ目に(2)のユニバーサルコミュニケーション基盤技術の関係の成果をまとめてございます。続きまして(3)で未来ICT基盤技術の成果をまとめてございます。(4)で電磁波センシング基盤技術の成果をまとめてございます。

次の3ページにまいりまして、(5)総務大臣と財務大臣の共管業務でございます。これは個別の法律に基づきまして、私どもは業務をやってまいったものでございますけれども、通信・放送事業への支援に係る業務でございます。ここでは、例えばということで真ん中あたりにございますが、地域通信・放送開発事業に対する支援ということで、利子補給の業務についての例を記載してございます。

その下の2ポツの法人の基本情報でございます。まず(1)の法人の概要。これは独立行政法人情報通信研究機構法の記載の抜粋でございます。①が目的、②が業務内容がアから始まって次の4ページのヌまででございます。説明は割愛させていただきます。

5ページの③の沿革でございます。これも昨年と変わっておりませんが、ただ最後の2015年4月から、私どものご案内のとおり国立研究開発法人情報通信研究機構に名称を

変更してございます。

6 ページ目の組織図⑥でございますが、これもほぼ変わっておりませんが、差分といたしますと、真ん中の下のほうに、先進的音声翻訳研究開発推進センターというものを26年度に設置いたしましたので、ここは昨年度からの差分でございます。

続きまして7ページでございますが、事務所の拠点等のリスト、資本金の状況でございます。(4) 役員の方でございますが、ざっと見ていただきまして、8ページの上から2つ目の理事の大久保は、平成27年3月31日で退任してございます。後任で私が着任してございます。その下の理事の富田と益子については、平成27年3月31日まででしたけれども、再任となっております。

続きまして9ページの監事でございますが、監事の山本につきましては平成27年3月31日退任し、4月からは仲矢監事が着任しています。土井監事については、再任されてございます。

あと3ポツの財務諸表の要約でございますが、次の議題の財務諸表のご説明と中身が完全に重複しておりますので、ここから以下の説明等については次の議題に譲りたいと思っております。

以上簡単でございますが、事業報告の概要とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【酒井部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

すみません、総務省が先でもこちらが先でもどちらでもいいでしょうか。

**【田沼企画官】** はい。

**【酒井部会長】** ではこちら側のほうが。

**【三谷部会長代理】** 独法から国立研究開発法人に名称が変わったことに伴って、法人の基本情報あたりで何か変化が出てくると考えられるのでしょうか。これはこのまま引き継いでという感じになるのですか。

**【伊丹理事】** そうですね、ちょうど中期計画の最後の年ということでありますので、研究の大きな内容について変更はございませんけれども、理事長のガバナンスの強化やコンプライアンスの強化、そのあたりにつきましてより一層強化するよというところでございます。そのあたりにつきましては、意識を新たにして取り組んでございます。

研究のところにつきましては、次期中期をにらんだ検討ということで、今やっております。

【三谷部会長代理】 わかりました。ありがとうございました。

【酒井部会長】 ほかはいかがでしょうか。ないですか。

わかりました。では、個別にいろいろヒアリングをやっていきますので、そちらのほうで研究についても詳細な質問をさせていただいておりますので、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## (2) 平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の財務諸表について

続きまして、議題2の平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構の財務諸表につきまして、高崎理事より説明をお願いいたします。

【高崎理事】 NICTの理事の高崎でございます。それでは、財務諸表についての説明をさせていただきたいと思っております。

資料といたしましては、お手元の資料のちょうど3-4が、平成26事業年度の財務諸表に該当するわけでございますけれども、数字のみが書いてございます。なぜこのような結果になっておるのかにつきまして、当機構の経営の全体像をご理解いただきますために資料3-3、平成26事業年度決算の概要でご説明をさせていただきたいと思っております。

3-3をお開きいただきますと、1ページでございますが、保証債務の皆減と書いてございます。当機構の行っております債務保証の業務の関係で、相手先で唯一残ってございましたテムコジャパン社が、銀行の借入金を一括繰り上げ返済をしまして、債務保証の対象がなくなりましたので、損失引当金につきまして全額戻し入れを行ったところでございます。

IIに補正予算の執行とございます。平成25年度補正予算で、多言語音声翻訳技術の研究開発、これはスマートフォンなどで多言語の音声翻訳を行うサービスで、こちらについて総務省のグローバルコミュニケーション計画の対象として推進をさせていただくことになりまして、交付金を10億2,000万円ほど頂戴いたしました。26事業年度におきましては、5億2,300万円を執行し、残額4億7,900万円につきましては当年度に繰り越しを行っております。ちなみにこの額につきまして、既に本年度契約を行ったところでございます。

Ⅲ、当期損益額の状況に説明を移らせていただきます。当機構につきましては、4つの勘定を設けて、区分経理を行っております。皆様ご案内のところとは存じますが、それぞれの勘定について概要を申し上げますと、1番目の一般勘定と申しますのは、国から運営費交付金、電波利用料などの委託費、施設整備補助金、事業費補助金などを頂きまして、本来業務でございます研究開発や電波時計のもととなっておりますような標準電波の発射等の定常業務、助成金の業務などを実施しておりますところでございます。

2つ目の基盤技術研究促進勘定と書いてございますのは、これは財政投融资特別会計からの出資金を財源といたしまして、基盤的な技術の研究開発を促進するための委託研究などを過去において実施しており、現在は管理などを行っている業務でございます。

3番目の債務保証勘定は、日本政策投資銀行などからの出資によりまして信用基金を造成し、その運用益で債務保証や利子補給などの業務を実施しております。

4番目の出資勘定は、財政投融资特別会計からの出資金を財源といたしまして、通信・放送分野の新規の事業でございますベンチャー企業への出資を実施しております。

このそれぞれについてでございますけれども、まず一般勘定につきましては、26事業年度2億1,200万円の利益を計上しております。これは自己財源で取得いたしました固定資産につきまして、減価償却相当額が2億1,700万円ほどプラス利益を計上する形になりましたので、これによるものでございます。

それから2番目の基盤技術研究促進勘定につきましては、26事業年度0と書いてございますが、23万3,000円の利益を計上しております。これは委託先からの売上納付が2,700万円計上してございまして、そのほか人件費等を差し引きますとそのような利益を計上したということでございます。

3番目の債務保証勘定につきましては、5,000万円の利益を計上しております。こちらは信用基金の運用収入のほうでございます。これも25年度に比べますと若干減少し、6,400万円の利益となっております。それから債務保証勘定の損失引当金につきましては、先ほど申しましたとおり全額連用しました。こういったものを合わせまして、26事業年度においては5,000万円の利益を計上したところでございます。

4番目の出資勘定につきましては、100万円の利益を計上しております。これは保有有価証券の運用収入等によるものなどでございます。

それでは、続きまして2ページでございます。利益剰余金の状況でございます。(1)前中期目標期間繰越積立金の取り崩しと書いてございます。これは一般勘定において自己

財源で取得いたしました固定資産の減価償却費に4,300万円を充当いたしております、債務保証勘定につきましては、当期は変動がございません。

(2) 当期損益額の処分についてでございます。1ページでご説明をいたしました当期損益額の処分ということでございますけれども、一般勘定の2億1,200万円の利益につきましては積立金に積み増し計上。基盤技術研究促進勘定の23万3,000円の利益につきましては、これまでの繰越欠損金に充当。債務保証勘定の5,000万円の利益は積立金に積み増し計上。出資勘定の100万円の利益につきましては、これまでの繰越欠損金に充当させていただいております。合計いたしまして、繰越欠損金が26事業年度末で602億円余りとなっておりますが、そのほとんどが基盤技術研究促進勘定の委託事業の関係でございます、委託先から売上納付をされますまでの間の欠損金が制度的に繰り越されておるという状況でございます。

最後になりますが、V、効率化の達成状況でございます。平成26事業年度の業務運営に関する計画におきまして、一般管理費につきましては前年度比3%以上の削減。また事業につきましては、前年度比1%以上の効率化を目指すことといたしておりますが、一般管理費については3.0%、事業費については2%を削減し、いずれも効率化の目標を達成いたしましたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【酒井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。どうぞ。

【若林専門委員】 当期損益額の状況で、研究開発委託先からの売上納付の減とは、具体的にどのようなことですか。

【高崎理事】 この基盤技術研究促進勘定、これは民間基盤技術研究促進業務ということで実施しておるものでございまして、研究開発の委託を行うわけでございます。その委託先との契約によりまして、売上額の一定額についてこれを納付をしていただくと。これが最長10年、基本的に10年となっております。

【若林専門委員】 ロイヤリティー収入ですか。ロイヤリティーではないですか。

【高崎理事】 いえ、これはロイヤリティーと明確に位置づけられているわけではございませんが、一種そのような解釈もできるかと思っております。

【若林専門委員】 10年間ですか。

【高崎理事】 はい、基本的に10年でございます。これが開発の委託が終了いたしましたし

て、大分日にちがたっておりますので、残念ながらだんだん売り上げが減少してきておる状況かと思っております。

【若林専門委員】 半分ですからね。これからずっと減少し続けると考えていいのですか。

【高崎理事】 私ども放っておきますと減ってくるようになりますので、何とか少しでも売上納付の額を向上させるべく、専門の事業者、コンサルタントでございますけれどもこちらのほうに委託いたしました。私ども委託先の経営につきまして、経営改善の指導や、あるいは見込みの売り上げ、取引先の開拓、マッチングと言っておりますけれどもこちらの紹介。あるいは、研究開発成果単体では売り上げがこれ以上伸びないものでありましても、それをソフトウェアなどに組み込むことによりまして、新たに売り上げが発生することもございます。これは実際に実績もございます。そのような経営指導も含めて、売上納付が伸びるような感じで取り組みをさせていただいております。

【酒井部会長】 どうぞ。

【村瀬専門委員】 2ページ目の効率化の達成状況のところ、一般管理費、事業費ともに3%、2%効率化されているということですが、これの具体的な内容、主要なものをご説明いただくとありがたいです。

【原田財務部長】 一般管理費については、予算の配分の時点からまず縮めているということがまず一点ございます。そのほかには、各研究サイド、また私どものほうでも、例えば両面コピーの実施やカラーコピーの禁止などといった小さなものから、26年度の話としてはオープンハウスという事業がございましたが、それは内容を見直すことによって経費の縮減を図ったことが主なものでございます。

事業につきましては、運営費交付金が減少しておりますので、それに見合っただけで最初の配分の時点から削減して、金額を配布して、その中で優先順位をつけてもらうことでやっております。

【村瀬専門委員】 それぞれの部署での細かい工夫の積み重ねという感じですね。

例えばテストベッドなども、かなりお持ちだと思っておりますけれども、そういうところの収容効率を上げて、選択と集中するようなことはやられてはいないのですか。面積が広がるとどんどん電気代も増えていくようなところがありますので。

【伊丹理事】 テストベッドだけでこの金額は、というわけではないです。もちろん全部の研究についてそういう削減努力はしているわけですがけれども、今ご指摘いただいたテ



ストベッドについてはネットワークの固定費が結構かかるわけです。けれども、契約の仕方を一括でするなど、そのあたりも含めて固定費をできるだけ削減していく努力は、今までやってまいりました。

【村瀬専門委員】 はい。そのあたり、組織的に大きくなったり小さくなったりしますと、効率が悪い契約になっている可能性もありますので、ぜひそこは見直していただいて、固定費的なものはできるだけ下げていくことをやっていただけると、効率が上がっていくかと思えます。よろしくお願いします。

【伊丹理事】 はい、わかりました。

【酒井部会長】 いかがでしょうか。

【小野専門委員】 2ページの、先ほど出たのですけれども、基盤技術研究促進勘定の繰越欠損金というのは、要するに業務委託と委託した分、過去からの蓄積した分ということですね。

【高崎理事】 はい。過去において蓄積した分。これは前身でございます通信・放送機構のものを引き継いでいる分もございまして、また当機構が2004年にその業務を引き継ぎましてから継続等によりまして発生した分もございまして、この関係につきましては、最初に費用が出るということで欠損金が発生し、それを売上納付額でもって埋めていくというスキームでございまして、何せこの間、リーマンショック等もございまして、当初計画どおり必ずしも事業化が進んでいないということもございまして、また対象としております技術が民間ではなかなか取り組むことが困難な、少し技術の足の長い基盤技術であったということもございまして、この利益が実際に発生をし、売り上げが立ってくるまでに相当苦心をしておる状況でございまして。

【小野専門委員】 これは、後のほうの資料10ページのところにある損益計算書の注記のところの2や3の委託料がずっと積み重なったものですか。

【高崎理事】 さようでございます。

【小野専門委員】 これは要するに、現行の基準ではこのような処理をしなければいけないのですね。

【高崎理事】 はい、さようでございます。

【小野専門委員】 ただ、中身からいうと、これは長期的な意味での一種の投資ですよな。

【高崎理事】 はい。経済的に言うと、そういうふうな理解もできるかと思えます。

【小野専門委員】 ですから現行スキームをそうやらざるを得ないのはわかるのです。ただ、結局それでやると、非常にどンドンと毎年出しても全部即費用で、損金的処理でもって、それが積み重なっていく感じになる。ただ、中身は投資だということで、通常企業会計であれば、企業会計でも損金処理をしてしまうものだけれども、繰延処理することが当然1つの考え方としてあるのですけれども、そういう考え方はできないわけですね。

【高崎理事】 ええ。企業会計原則、通常のものにのっかって過去においてもこのような整理をさせてきていただいております。また、おっしゃるとおりこの関係につきましては、相当繰越欠損金が大きく目立つような額になってきておることもございまして、現在におきましては新規採択等は取りやめまして、現在はこの過去の分につきましては管理を行っておる勘定でございます。

【小野専門委員】 それもわかりました。そのような現状ならばそれで、こちらとしては受け入れざるを得ないです。ただ、非常に繰越欠損金が多額に上っているのも、外部の一般の国民なりからすごく誤解を招くようなことになりかねない。実質は長期的な投資をしていることを前提にすれば、必ずしも投資勘定というか繰延処理して、それをどれぐらいかわかりませんが徐々に償却していくやり方のほうが、ほんとうはこの委託料などを出していることの趣旨にはかなうのではないかと、という気がするのです。そのような処理は、今のところはできないわけですね。

【高崎理事】 はい。会計事務所等ともご相談させていただいて、今のところこのような整理をさせていただきました。またご指摘を頂きましたので、このあたり、また何かいい知恵がないか考えてみたいと思います。

【酒井部会長】 ほかは、よろしいでしょうか。総務省のほうも。よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

それでは、次に議題の3ですが、26年度国立研究開発法人情報通信研究機構監事監査報告書につきまして、仲矢監事より説明をお願いいたします。

### (3) 平成26年度国立研究開発法人情報通信研究機構監事監査報告書について

【仲矢監事】 監査報告の内容についてお話をする前に、今般の独立行政法人通則法の改正で監事の職務がどのように変わったかについて、簡単に触れたいと思います。

資料の 3-5 をごらんください。改正後の通則法から監事の職務に関する主な条文を抜き出したものでございます。下線部が以前からある条文で、それ以外が改正で追加された条文でございます。下線部の少なさから多くの条文が改正で追加されたことがわかりいただけだと思います。この資料には影をつけた部分もございます。少し見づらうございますが、1 ページ目で 2 カ所、2 ページ目のほう、下線部がついている真ん中あたりに 3 カ所ぐらいございます。これは監事の報告というものに関係する条文でございます。今般の法改正によりまして 1 ページ目冒頭の部分、ここの影の部分は下線がないことがわかりいただけだと思います。これがまさに今回の改正でつけ加わった部分でございます。監事は主務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならないということとなったわけでございます。

通則法の改正前は、独立行政法人の監事は財務諸表に意見を表明することが、ほとんど唯一といってよい義務でございました。そしてそれ以外の大臣への報告というものは、義務ではなく権利でありました。法改正によりまして、監事が監査対象としなければならない事項が大幅に増えました。さらにこの資料の 1 ページ目下のほうの第 19 条の 2、法人の長等への報告義務というものがありますが、ここにありすとおり不当な事実を遅滞なく報告する義務というもの。あるいは 2 ページを見ていただきまして、その第 2 段落にあります損害賠償責任、これは役員全員を対象としておりますが、当然のごとく監事もここに含まれております。こういった責任も加わったわけでございます。

このように法改正によりまして、義務と責任がかなり増えましたので、監事としましてこれまで以上に緊張感を持って監査に当たらなければならないと認識してございます。

この改正通則法の施行日は 27 年の 4 月 1 日でございますが、その附則において、監事の報告は施行日前に生じた事項にも適用するとされております。ということで、今からご説明する 26 年度の報告書は、まさにこの改正後の通則法に基づきまして、主務省令で定める項目に対する監査報告をベースといたしまして、これに 2 ページ目真ん中あたりの通則法第 38 条の規定に基づく財務諸表等の監査報告、そして総務省の行政管理局からの通知を踏まえて行う報告を加えた 3 部構成としております。

それでは、報告書、資料の 3-6 のほうをごらんいただければと思います。

上半分はイントロダクションでございまして、1 ページ目下半分、「I 監査の方法及びその内容」というタイトルの章がございまして、このタイトル名は省令で定められたものでございまして、その中身の文面は総務省の行政管理局の通知に基づいて記載をしております。

す。

少し抽象的なので、口頭で具体的な点を補足させていただきますと、監事と役職員等との打ち合わせは1年間で70回以上行っております。その中には、すべての理事との個別面談というものも含まれております。会議の出席は80回以上、この中に最重要会議である理事会も含まれておりまして、常勤の監事がすべて出席しております。閲覧した決裁文書は200本以上、研究所やセンターへの訪問は14カ所を数えております。それから、会計士の監査には、計5回にわたって監事が立ち会いましたほか、打ち合わせを3回行っております。

なお、こういった監事の活動の大半は、この私の右手に座っております非常勤監事の土井と、そして先ほど事業報告書の中で紹介がありました山本が行った次第でございます。私は先ほどご紹介がありましてとおり、平成27年4月1日に監事に就任いたしましたので、専ら土井及び前任者の山本からの聴取、そして引き継いだ書面に基づく職員からの説明の聴取といったところが、私の活動の中心となります。その前提で今回の報告書をお読みいただきたいという趣旨で、この段落、2ページ目の第3段落は企業の監査役用の文面を応用して記載をしております。

それでは、本題のⅡ、監査結果に入りたいと思います。段落の1から3が業務の運営及び人事管理に関する省令に基づく監査の報告、4が財務諸表に対する監査の報告、5が総務省行管局の通知に沿って行う報告でございます。いずれの項目につきましても、監事の意見の部分は総務省の行管局が提示した文書のひな型に、必要に応じた変更を加えて記述をしております。

まず1番ですけれども、これは機構の業務が適法であったか、そして業務が中期目標の達成に向け効果的であったか、そして効率的であったかという3つの命題が問われております。まず業務の適法性ですが、先ほど述べました監事の活動の範囲内では違法な点は認められませんでしたので、「おおむね適正」と記載しております。

次の効果的かどうかという点でございますが、NICTが外部の有識者を招いて、研究開発成果を評価してもらう場、これはまさにNICTが独自にやっている活動でございます。この場においてネガティブなコメントが出ず、そしてそこに出席してございました監事も特別に成果が上がらなかった例を認めなかったことから、効果的であったと結論づけたところであります。

効率性につきましては、先ほどご説明がございましたが、一般管理費は毎年度平均で

3%以上削減、事業費は毎年度平均で1%以上削減という目標があり、これを平成26年度は両方とも達成いたしましたので、効率的であると認めたとところでございます。

次の2は、内部統制システムの整備・運用についてでございます。これは業務方法書に対応した内規が整備されているか、そして運用されているか解釈をいたしまして、まず内規を捉えますと、十分整備されておることが認められました。さらにその運用におきまして、著しく不当な違反事例も認められませんでしたので、指摘すべき重大な事項は認められなかったと記載をしております。

なお、ここには監事の独自の判断で、なお書きをつけてございます。このなお書きは、実は平成19年度の監査報告からずっと記載をし続けているところございまして、ずっと内部統制のさらなる充実というものを、なお書きにおいて求めてきたところでございます。今般はこれを執筆中の5月25日に、総務大臣が決定をされまして、調達に関する内部統制の確立を求めて、調達合理化計画を7月末までに策定するよう全独法に要請をされたところでございます。これがまさに内部統制システムの充実の一環であると監事として捉えまして、今回はこの「調達合理化に留意して」という一節を従来ベースのなお書きに追加して、このように記載をした次第でございます。

3番は役員の職務遂行の適法性を問うております。これは先ほどの省令で新たに求められた監査事項でございますが、これにつきましても我がほうの監事は平成19年度から自主的に監査項目としておりまして、監査報告にもそれを記載してきたところでございます。26年度監事の活動結果、特に問題は見られませんでしたので、これまで同様にその旨を記載したところでございます。

4は財務諸表等に対する監事の意見でございます。財務担当者から監事が直接説明を受けましたことに加えて、先ほど申し上げましたとおり会計監査人と意思疎通を図るとともに、その監査を監事自ら監視し、相当性があると確認いたしました。ということで、すべての点について適正と結論づけ、記載した次第でございます。

次のページの5、事業報告書についての意見でございます。この内容については、先ほど伊丹理事からご説明がありました。これにつきましても、平成19年度から監事監査対象としておったところでございますが、今般行政管理局からの通知によりまして、法令、特に通則法改正に伴って新たに設けられた省令の関係条項に沿って書かれているか留意をして監査して報告せよということが求められました。ですので、それに沿って監査をしまして、必要な点は指摘して修正を求めた上で、正しい内容となっている旨の記載をしてお

ります。今日皆様にお示ししましたのは、まさに点検して修正を終えた結果の事業報告書でございます。

次のⅢ番、第3章は過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見でございます。平成19年12月の閣議決定を皮切りといたしまして、監事が幾つかの点でチェックを行うことを求められました。それらの点については、いずれも機構の自己評価書ナンバーワンにその概要が記載されております。そしてその監事の結果をいつどのように報告するか、定めがないまま今日に至ってきたところでございますが、今般総務省からの通知で監事監査報告書への記載が求められたものでございます。この監査結果の文面はひな型の提示がございませんでしたので、監事みずからのオリジナルで記載表現を決めてございます。

まず1番、法人の長の報酬水準、それから職員の給与水準の2点について閣議決定でチェックを求められまして、これにつきましては機構の担当者からヒアリングを行いました結果、指摘すべき点は認められませんでしたので、その旨をここに記載いたしました。

2の入札・契約の状況につきましては、平成19年12月の閣議決定で監事にチェックが求められたものでございます。ただし、平成21年11月に別の閣議決定が行われて、監事と外部有識者で構成される契約監視委員会によって、これを点検することとなりました。そして平成26年度の実績に対する点検の結果は、既に機構のウェブサイトに掲載されてございます。ということで、監事単独の監査の報告として何を書くべきかを考えました結果、担当者から26年度実績に絞って改めて説明を受けまして、当方が明確に認識できた範囲について記載をした次第でございます。

そして、3番の保有資産、これにつきましては、今年4月から5月にかけて担当者から説明を受けまして、会計監査人にも協力を要請して、保有資産の稼働状況を把握して検討しました結果、26年度末の時点では規定の方針、この規定の方針が自己評価書のナンバーフォーにその旨記載がされてございますが、それについて見直しをすべき点は見つかりませんでした。

なお、最後に記載しておりますが、与那国島のレーダー施設については、昨年10月に国に返納することを機構として決定しておりまして、それについては手続が進められていることを確認して、追加記載した次第でございます。

以上で報告書の説明を終わらせていただきます。

**【酒井部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

【北村課長補佐】 機構の業務は適正に実施されたということですが、通則法の改正によって法人のガバナンスの強化や内部統制システムの強化がうたわれていますが、監事の中から見て、今の情報通信研究機構のガバナンスや内部統制システムについて、これはよくやっているなど評価できる部分と、少し運用上改善したほうがいいのではないかという点がもしありましたら、この場でご紹介できる範囲で教えていただけませんか。

【土井監事】 はい、では土井のほうから回答させていただきます。

今のご指摘ですが、そういう意味では内部統制システムはきちんと機能していると。いろいろなところを、実際に現場も訪問しておりますし、現場では若い方、実際に研究を担当されておられる方にもお話を伺っています。もちろんそれをマネジメントされている方、また本機構の理事の皆様にもお話を伺いまして、機能していると判断しております。

ただ、情報通信研究機構は電波に関する業務と研究の業務も行っておりますので、そういう意味では若い研究者は忙しくて大変だなと、元研究者としては思っております。

【北村課長補佐】 ありがとうございます。

【土井監事】 すみません、最後のものは、ほんとうに元研究者としての個人的な感想です。

【酒井部会長】 いかがでしょうか。

【野崎課長】 その通則法の改正で監事の業務もボリュームが増えてきていると思うのですが、以前から監事を支援するような体制もこの法律の施行を踏まえていろいろ検討していくという話もお聞きしていました。何かそういう監事を支援するような体制は少し変わってきているのでしょうか。

【仲矢監事】 逆に今までもお一人、監査室の方が時間があれば必ずお手伝いいただけるという体制が整えられておまして、それが今後も継続されると認識しておりますので、現時点では特に困っていることはございません。

【野崎課長】 そのあたり何かありましたら、言っていただければ。

【仲矢監事】 ありがとうございます。

【酒井部会長】 ほかいかがでしょうか。

すみません、私は監事の業務というのはあまりよく知らないのですが、例えば内部統制システムの整備についての意見等がありますが、これはどちらかというと財務上の話で、例えば契約上の不正ではなくて、研究上のでっち上げや不正など、そういった話に

ついでのことまでは、あまり監事の業務に入らないのでしょうか。

【仲矢監事】 逆にその部分も内部統制システムが機能しているかどうかということと重要に、密接に関係してまいりますので、まさにそれは監事の監査の対象となります。ですから、厳密に26年度ではとりあえずそういうことが表面化したものはありませんでした。

【酒井部会長】 まあ、それはそうですね。

どうぞ。

【村瀬専門委員】 研究及び開発の管理ということで、内部統制的に私自身も研究所にいて難しいと感じていますのは、研究はかなりチャレンジをしないと新しい成果は出てこない。特に税金を使っているという観点から、我々のような技術の専門家から見ると、民間企業ではできないようなチャレンジをしていただきたいという部分があります。一方、多分一般の国民の方は、税金を使う以上無駄にしてくれるな、という意味での監査に対するモチベーションは高いと思うのです。それはかなり矛盾しているところがありまして、チャレンジすることは千に3つぐらいの成功しかない部分もあれば、無駄にならない以上は何か量的管理や数値管理のようなことが必要になるわけです。そこはバランスの問題だと思いますが、かなり大局的な観点から監査されていると思うのですが、実際に現場に行ってヒアリングされていて、そこがバランスよく運用されているかどうかという点をお聞きできればと思うのです。

【土井監事】 はい、ではこれも土井のほうから回答させていただきます。

今のお話は、企業においても国立研究開発法人においても、どのようにバランスをとっていくかというのは非常に重要な課題だと思っております。特に今のように運営費交付金が減っていく中で、外部資金をとってより活性化をしていく意味では、研究者のモチベーションを下げていかないようにするところが非常に重要だと思います。その点は私も監事に就任する前懸念をしていたのですが、幸いなことにNICTでは外部資金をとってきたらばそれに関してイニシアチブ、少しそれを活性化するようなファンディングをするなど、新しいチャレンジなものをやるための未来投資ファンドということで、活性化を図っております。

一方で出口を見たというところでは、今フェイズドアレイアンテナやWi-SUNなどいろいろIoTのところで貢献できるような研究成果も上がっております。一方さらにそれをより見える形にしようということで、ソーシャルICT推進研究センターというもの



を立ち上げて、自治体などに実際にNICTから行きまして、いろいろヒアリングをして、その成果を持ち帰ってNICTの技術をどのように生かしていこうかということをやっていることも行っております。特に防災の関係は、中継器をいろいろなところに運んで、南海トラフの地震のときにはこのように役に立つんですよというようなことを、かなりの回数やったりしております。従前に私が思っていたよりは、非常に出口を見て基礎研究の目的を明らかにしていくことに、大分マインドは変わってきているんだと感じました。

【仲矢監事】 すみません、あと一点つけ加えさせていただきますと、そのなお書きのところ、「調達の合理化にも留意して」というのを申し上げました。これは実は今までと考え方が変わってきておまして、今までの考え方というのは3-2にありますとおり、随意契約を減らせというような考え方で政府の方針が来ていたわけで、それに従って研究所も一生懸命競争入札にかけるべく頑張ってきたわけです。けれども、それではなかなか競争入札が増えないということを政府も悟りまして、合理化せよ、つまり研究として秘密にしておかなければいけない部分というのは、そういうふうにした上で随意契約にしてもいいことを明確化した上で、ではどのぐらい随意契約をレベル感として持っていくのかを考え直せという機会を与えられたと考えております。そういう意味で、この「調達の合理化にも留意して」というのは、今まで以上に締める部分もあれば、今までとは違った考え方で緩めていかなければいけない部分があると求められていると思っております。そういう観点に留意してというものを言いたいがために、わざわざこの1つの言葉を入れたというのがございます。

【村瀬専門委員】 ありがとうございます。

【酒井部会長】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【若林専門委員】 今、随意契約のお話が出ましたけれども、随意契約が44件ありましたうち、金額ベースではどのぐらいですか。例えば44件のうち、1件の金額的な大きさは幾らぐらいですか。金額ベースではないわけですよね。相当の理由で。

【仲矢監事】 そうですね。

【若林専門委員】 例えば契約金額であれば、どのぐらいの大きさですか。

【仲矢監事】 今、私は手元に持っておりません。財務部長、おありですか。

【若林専門委員】 ごめんなさい、具体的なこのような質問で申し訳ないです。

【原田財務部長】 44件で10億1,600万円です。

【若林専門委員】 小さいのも44件のうち、あるでしょうからね。大きいのであれば

1件どのぐらいですか。

【原田財務部長】 土地建物の借料のようなものが多いですね。地方に拠点がございます。拠点の中で建物や土地を借りていますと、それでまず賃貸借契約が1件になりますし、そこに付随して、例えば大家さんが清掃や警備、光熱水料も指定されているのが多いのですね。そうすると、この44がかなり積み上がってくる。これが非常に大きなシェアを占めている、そういう状況でございます。

【若林専門委員】 はい、ありがとうございます。

【三谷部会長代理】 素人的な質問であれですけれども、監査というと厳正にということで、例えば2ページの1番のところの項目については「おおむね適正に実施されて」、「おおむね」と入るのは、監査に対してなじまないのではないかなど。そういうふうに素人的に僕などは思うのですけれども。これはあえて「おおむね」と入れられていると思うのですね。だとすれば、どのような点に少しご心配がございのでしょうか。消されるとしっかりやっていますねということであろうと思うのですが。

【仲矢監事】 ありがとうございます。実は、理事長からも同じ質問を受けました。

まず、先ほど申し上げましたように、この省令というのはほんとうは平成27年度から適用されるべきものなのですが、法律の附則で26年度にも適用するとされたので、やむなくこのような項目で監査結果を書いているわけなのです。その省令ができたのは今年の3月なのです。これは前任者の山本と相当議論しまして、そもそも平成26年度の冒頭から無条件で適正であると宣言させられるような監査報告を書かねばならないことは、念頭になく監査していたと。この無限定適正意見というのは、会計士の若林先生はご存じだと思うのですが、何もない適正だというのはかなり重たいです。そういう意味で、ほんとうに何もなし、修飾語もなしに適正と言ってよいかどうかという点については、必ずしもそれに十分適合するだけの監査をしているとは限らない状況があった、というところがございます。

さらに、土井はその26年度に非常勤として就任したばかりでございましたし、私はその場に居合わせたわけでもないので、あえて「おおむね」という言葉をここに挿入させていただきます。

したがって、27年度はこのつもりで監査をやらないといけないと認識しておりますので、これをつけるかどうかというのは改めて検討した上で、記載をしまいたいと思っております。

【三谷部会長代理】 ありがとうございます。

【酒井部会長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (4) その他

それでは、これで本日の議事は終了ですが、その他で全体を通して何かありますか。

事務局のほうから、何かございますか。

【田沼企画官】 それでは、次回の会合になりますけれども、来月の16日木曜日、午後、第4回の情報通信研究機構部会を開催することで想定しております。次回につきましては、今まさに個別のヒアリング等をさせていただいておりますが、その結果を取りまとめまして、26年度の業務実績評価の案を今策定しているところです。これにつきまして、ご意見を頂戴したいということで想定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

## 閉 会

【酒井部会長】 それでは以上をもちまして、第3回総務省国立研究開発法人審議会情報通信研究機構部会を終了いたします。どうもありがとうございました。